

平成21年度スタート 組織改正・ダイヤルイン番号追加

■組織改正
環境首都推進課を企画部から経済環境部へ変更します。
※窓口が北庁舎3階へ移ります。

●問い合わせ 経営管理課
(☎71-2205)

■ダイヤルイン番号を追加
下表のとおり電話番号を追加します。

●問い合わせ 行政課(☎71-2208)

課名	係名	番号
資産税課	家屋係	(☎71)2215)
	償却資産係	(☎71)2256)
介護保険課	介護保険係	(☎71)2226)
	介護給付係	(☎71)2257)
下水道管理課	庶務係	(☎71)2247)
	排水設備係	(☎71)2258)

市営大山田東住宅 貸店舗入居者を募集

詳細は、4月1日(水)から財政課・市公式ウェブサイトで配布する応募要領をご確認ください。

●対象 業種↓生活に直接関係のあるもの(風俗営業などは不可) 資格↓①専従者として常時従事すること ②市税を完納していること ③未成年者でないこと ④2人の連帯保証人を立てられることなど
※深夜・早朝営業不可。

●募集件数 2件

●賃付料 月額▼C棟↓6万2300円 D棟↓6万3000円

●その他 駐車場各2台分

●選考方法 提出書類を審査のうえ適否を決定(多数の場合抽せん)

●申し込み 4月7日(火)17日(金)午前9時~午後5時(土(日)を除く)に財政課へ

問い合わせ▼財政課
(☎71-2210)

行政改革懇話会委員を募集

行政改革大綱の進捗よくや策定について、意見を伺います。

●対象 市内在住・在勤・在学中で、18歳以上の市民

●定員 3人程度

●任期 2年

●選考方法 書類・面接

●申し込み 「私の考える安城市の行政改革」をテーマにした800字程度の作文と応募用紙を、4月1日(水)~16日(水)午前8時30分~午後5時15分(土(日)を除く)に経営管理課へ(応募用紙は同課・市公式ウェブサイトで配布)。

問い合わせ▼経営管理課
(☎71-2205)

高齢者・障害者・母子(父子)世帯 の固定資産税・都市計画税を減免

●対象 次の①②の要件を満たし、③のいずれかに該当する世帯

①世帯全員が居住用以外の固定資産を持っていない

②宅地面積200㎡以下、住宅延べ床面積120㎡以下

③高齢者世帯↓世帯全員が市民非課税
障害者世帯・18歳未満の児童を扶養する母子(父子)世帯↓世帯全員の合計所得が市長の定める額を超えない

※各世帯の要件は、市で定める基準によります。また、ほかの世帯の人に扶養されている場合は該当しません。

※高齢者世帯とは、平成21年1月1日現在で次の①~③いずれかに該当する人が固定資産を所有している世帯

①68歳以上の市民

②65歳以上でひとり暮らしの市民

③65歳以上で、ねたきりまたは認知症の状態が3か月以上継続している市民

●申し込み 4月1日(水)~5月25日(月)午前8時30分~午後5時15分(土(日)を除く)に資産税課へ

問い合わせ▼資産税課
(☎71-2215)

「安城市食育推進計画」(案)について

「安城市食育推進計画」(案)に寄せられた意見に対して、市の考え方をまとめました。詳細は、農務課、市政情報コーナー、中央・地区公民館、市公式ウェブサイトでご覧できます。

※提出された意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

問い合わせ▼農務課
(☎71-2233)

意見	市の考え方
学校給食の残飯が多いと聞きますが、給食は楽しい、おいしい、待ち遠しいものになっているのでしょうか。残飯がでる原因の分析が必要だと思います。「食べ物を大事にする」「野菜を作ってくれた人に感謝する」「地産地消」をもっと強く押し出してください。地産地消を推進するのであれば、割合を増やしていくべきではないでしょうか。	学校給食に対して、県の栄養士が学校の子どもたちから聞いているのは、「おいしい」「待ち遠しい」という評判です。また、食べ残しの調査によると、小・中学校の平均で平成19年12月が10.7%、平成20年12月が8.2%でした。この数字だけで、他市と比べて多いという判断はできません。しかし、「食べ物を大切に」意識を、さらにPRしていきたいと思っています。 地産地産物の購入割合は、JAあいち中央と調整した結果、1日2万2000食に見合う多品種・大量の食材の規格・配送・納品形態の問題や端境期などで限界に達している状況です。従って今後もJAあいち中央と連携して平成23年目標値の40%を維持できるように地産地産物使用の推進に努めていきます。 提言については、本計画の地産地産物の項目に盛り込んでいくので変更はしません。

市民の公演事業を支援します 市民公募文化事業を募集

●支援方法 公演を委託

●審査 事業の実現性、公募事業目的との合致性を審査

●委託料(対象経費) 上限50万円(作品制作費や会場使用料、宣伝・印刷費など)

※収益がある場合は、対象経費から収益を差し引きます。

●対象 市内に活動拠点を置いて1年以上の文化活動実績のある市民・団体で、自らが主となって演じる公演者

※主に営利目的での公演を行う団体、政治団体、宗教団体、学校、企業などは不可。

●公演内容 音楽、演劇、ダンス、舞踊、伝統芸能など

※営利目的、政治や宗教の宣伝、チャリティー、教室などの発表会、ほかの助成金を受けているものは不可。

●公演場所 文化センター、マツパホールまたは市民会館サルビアホール

●公演時期 来年4月1日(水)~平成23年3月31日(水)

●申し込み 応募用紙を記入し、4月16日(水)~5月10日(水)(休館日を除く)に持って市民会館へ

※応募用紙は同課・市公式ウェブサイトで配布。

問い合わせ▼市民会館
(☎75-1151)

市税のコンビニ 収納を開始

平成21年度から市税の納付が、市内・全国のコンビニエンスストアでもできるようになりました。納期限内であれば曜日や時間を気にせず納付できます。

●対象 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

●ところ セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、コストコ、am/pm、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、エブリワン、SPAR、R1Cマート、MMK(マルチメディアアキオスク)設置店

●コンビニで使用できない納付書 納期限・納付指定期限が過ぎているもの、コンビニ収納用バーコードが印刷されていないもの

問い合わせ▼納税課
(☎71-2216)

新図書館基本計画 策定委員会の 委員募集

●職務内容 計画策定に関する意見を提案(会議は平日の昼間に年6回程度開催予定)

●任期 来年3月末まで

●対象 会議に出席できる市内在住の人で、本市のほかの公募委員でない人

●募集人数 2人以内

●選考方法 書類・面接

●謝礼 市で規定する金額を支給

●申し込み 4月3日(金)~12日(水)午前9時~午後5時(月を除く)に、所定の申込書と800字程度の小論文「わたしの理想とする公共図書館。市の図書館はこうなればもっと良くなる」を持参・ファクス・郵送・Eメールで中央図書館(☎76-6111 / FAX76-6066 / 〒446-10043城南町2-10-3 / tosyono@city.nagasaki.jp)へ

※申込書は同課・市公式ウェブサイトで配布。



ブルーアイランド氏のゆかいなコンサート

該当する人はお早めに申請を 児童・母子・障害者に関する手当の支給制度

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、各担当窓口で相談のうえ、早めに申請してください。
※所得制限があります。
※手当額などが変更される場合があります。

手当名	対 象	手当額(月額)	問い合わせ
児童手当	小学校修了前の児童を養育している人 ※申請の翌月分から、支給資格の消滅した月分まで支給。	3歳未満▶1人あたり▶1万円 3歳以上▶1・2人目▶5000円 3人目以降▶1万円	子ども課 (☎71)2227)
児童扶養手当	父のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童および父のいない20歳未満の中重度の障害児の母、または母にかわってその児童を養育している人 ※父が重度の障害の場合も対象になります。	1人目▶4万1720円 2人目▶5000円加算 3人目以降▶1人増すごとに3000円加算 (所得により減額あり)	社会福祉課 (☎71)2224)
市・県遺児手当	父か母、または両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を監護養育している人 ※親の一方が重度の障害の場合も対象になります。	市遺児手当▶2500円、県遺児手当▶4500円(1~3年目は4500円、4・5年目は2250円、6年目からは資格喪失)	
特別児童扶養手当	療育手帳A・B判定の知的障害、または身体障害者手帳1・2・3・4級程度の身体障害のある20歳未満の児童を養育している人 ※対象児童が障害を事由とした年金受給や、施設入所をしている場合は対象になりません。	1級▶5万750円 2級▶3万3800円	
特別障害者手当	20歳以上で重度の障害があるため、診断書により日常生活で常時特別な介護が必要であると認められる人 ※施設入所者、長期入院者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は対象になりません。	2万6440円 (県制度の加算あり)	
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害があるため、診断書などにより日常生活で常時介護が必要であると認められる児童(障害の程度は次の①~③のいずれか) ①1級(2級の一部を含む)程度の身体障害 ②IQ20以下の知的障害児 ③前記と同程度の障害、または病状で常に介護が必要な場合 ※障害を事由とした年金受給者、施設入所者、愛知県在宅重度障害者手当受給者は対象になりません。	1万4380円 (県制度の加算あり)	障害福祉課 (☎71)2225)
在宅重度障害者手当	1種…1・2級の身体障害者でIQ35以下 2種…①1・2級の身体障害者 ②IQ35以下 ③3級の身体障害者でIQ50以下 ※2種では65歳以上で新たに障害者手帳を取得した人は対象になりません。 ※特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当の受給者、介護保険による療養型入院、施設入所者は対象になりません。	1種▶1万6100円 2種▶7000円	
障害者扶助料	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人	障害の等級により2000円~6000円	

ふれあい補償制度をご利用ください

●対象 市内に活動の拠点を置く5人以上のグループ ※対価を得る活動などは対象外。

●対象となる活動

- ① 防火・防犯・防災・清掃活動、資源ごみ回収、交通安全活動、町内会運動会など
- ② スポーツ、レクリエーション、文化サークル活動など
- ③ 子ども会、ボーイ・ガールスカウト、スポーツ少年団などの指導育成活動、非行防止パトロールなど
- ④ 社会福祉施設支援活動、在宅老人・心身障害者のホームヘルプなど
- ⑤ 市主催事業の公民館講座、スポーツ教室、防災訓練など

●内容 ①賠償責任保険(主催者や指導者が法律上の賠償責任を問われた場合) ▼事故1件につき最高5億円 ②傷害保険(指導者や参加者が傷害を受けた場合で脳・心臓病疾患などを除く) ▼死亡▶300万円 入院 ▶1日2000円 通院 ▶1日1000円

●問い合わせ 財政課(☎71)2210)

幼児期の子育て支援として 子育て応援特別手当を支給します

対象と思われる世帯に、申請書を郵送します。

●対象 次のいずれにも該当する世帯(左図参照)

- 平成21年2月1日時点で、平成2年4月2日~17年4月1日生まれの子が2人以上いる
- 第2子以降が平成14年4月2日~17年4月1日生まれ
- 第1子が別世帯でも、同居の第2子と同じ人に扶養されていれば、対象となる可能性があります。該当する

対象と思われる人はお問い合わせください。

●手当額 1人につき3万6000円

- 受給者 世帯主
- 申請方法 9月25日(金)までに次の①~③を郵送・窓口にて提出してください。
- ①申請書
- ②申請者であることを確認できるもの(運転免許証、パスポート、住基カードなど)の写し
- ③手当金を振り込む口座の番号

問い合わせ▶子ども課
(☎71)2227)

対象となる子がいる世帯例



市の施設へ行ってみよう！ 「施設めぐり」参加者募集

バスで市の施設を回り、施設の状況や仕事の様子を見学する「施設めぐり」を行います。実施日のうち1回は個人で参加できます。残る4回は、10人以上の団体が対象です。

- 実施日 個人▶5月20日(休) 団体▶5月26日(火)・29日(金)・6月3日(火)・4日(休)
- 見学施設 個人▶リサイクルプラザ、わくわくセンター、北部調理場、中部福祉センター、文山苑など
- 見学施設は変更する場合があります。
- 市役所西会館集合・解散。団体▶出発場所や希望施設をお聞きます。
- 定員 各25人(個人コースについては申し込みが10人以上の場合は中止)
- 参加費 個人▶235円(給食試食代)のほか施設入場料 団体▶見学施設などによって入場料が必要
- 申し込み 個人▶4月8日(休)~15日(休)午前9時~午後5時15分(4月11日(土)・12日(日))



バスで市の施設を回り、施設の状況や仕事の様子を見学する「施設めぐり」を行います。実施日のうち1回は個人で参加できます。残る4回は、10人以上の団体が対象です。

●実施日 個人▶5月20日(休) 団体▶5月26日(火)・29日(金)・6月3日(火)・4日(休)

●見学施設 個人▶リサイクルプラザ、わくわくセンター、北部調理場、中部福祉センター、文山苑など

●見学施設は変更する場合があります。

●市役所西会館集合・解散。団体▶出発場所や希望施設をお聞きます。

●定員 各25人(個人コースについては申し込みが10人以上の場合は中止)

●参加費 個人▶235円(給食試食代)のほか施設入場料 団体▶見学施設などによって入場料が必要

●申し込み 個人▶4月8日(休)~15日(休)午前9時~午後5時15分(4月11日(土)・12日(日))

●希望日が多くなった場合は抽せん。

問い合わせ▶秘書課
(☎71)2202)